

次代の北海道を担う青少年育成協議会文書管理規定（新旧対照表）

<p>第1条 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 事務局長は、協議会が解散したときは、その文書を北海道<u>保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課</u>に引き継ぐものとし、第5条に定める保存期間を満了するまでの間、保管する。</p> <p>第8条 ～ 第9条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、令和5年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条（略）</p> <p>第7条 事務局長は、協議会が解散したときは、その文書を北海道<u>環境生活部道民生活課</u>に引き継ぐものとし、第5条に定める保存期間を満了するまでの間、保管する。</p> <p>第8条 ～ 第9条（略）</p>	<p>道の組織機構改正（R5.6.1）に伴う規定整備</p>
--	--	--------------------------------